

業 務	要 件
粉じん作業(じん肺法(昭和 35 年法律第 30 号)第 2 条第 1 項第 3 号に規定する粉じん作業をいう。)に係る業務 (注 2)	じん肺法の規定により決定されたじん肺管理区分が管理 2 又は管理 3 であること。
<p>石綿等 (これをその重量の 0. 1 パーセントを超えて含有する製剤その他の物を含む。) の製造又は取扱いに伴い石綿の粉じんを発生する場所における業務 (石綿等を製造し、又は取り扱う業務に限る。以下「直接業務」という。)</p> <p>石綿等の製造又は取扱いに伴い石綿の粉じんを発生する場所における業務 (石綿等を製造し、又は取り扱う業務を除く。以下「周辺業務」という。)</p>	<p>(1)両肺野に石綿による不整形陰影があり、又は石綿による胸膜肥厚があること。(直接業務及び周辺業務が該当)</p> <p>(2)下記の作業に 1 年以上従事した経験を有すること。ただし、初めて石綿の粉じんにばく露した日から 10 年以上経過していること (直接業務のみが該当)</p> <ul style="list-style-type: none"> ●石綿等の製造作業 ●石綿等が使用されている保温材、耐火被覆材等の張付け、補修若しくは除去の作業 ●石綿等の吹付けの作業又は石綿等が吹き付けられた建築物、工作物等の解体、破碎等の作業 (吹き付けられた石綿等の除去の作業を含む。) <p>(3)上記(2)の作業以外の石綿を取り扱う作業に 10 年以上従事した経験を有すること。(直接業務のみが該当)</p> <p>(注意事項)</p> <p>①対象者は、石綿作業に継続して従事していた方に限ります。</p> <p>②上記(2)(3)両方の従事歴がある方については合算することができます。(2)の従事期間の月数を 10 倍し、(3)の従事期間の月数に足し合わせた合計が 120 ヶ月以上であって、かつ、初めて石綿等の粉じんにばく露した日から 10 年以上を経過していること。)</p>
ベンジジン及びその塩(これらの物をその重量の 1 パーセントをこえて含有する製剤その他の物を含む。)を製造し、又は取り扱う業務	当該業務に 3 月以上従事した経験を有すること (注 1)。
ベーターナフチルアミン及びその塩(これらの物をその重量の 1 パーセントをこえて含有する製剤その他の物を含む。)を製造し、又は取り扱う業務	
ジアニシジン及びその塩(これらの物をその重量の 1 パーセントを超えて含有する製剤その他の物を含む。)を製造し、又は取り扱う業務	
クロム酸及び重クロム酸並びにこれらの塩(これらの物をその重量の 1 パーセントを超えて含有する製剤その他の物を含む。)	当該業務に 4 年以上従事した経験を有すること。

を製造し、又は取り扱う業務(これらの物を鉱石から製造する事業場以外の事業場における業務を除く。)	
三酸化砒素を製造する工程において焙焼若しくは精製を行い、又は砒素をその重量の3パーセントを超えて含有する鉱石をポット法若しくはグリナワルド法により製錬する業務	当該業務に5年以上従事した経験を有すること。
コークス又は製鉄用発生炉ガスを製造する業務(コークス炉上において若しくはコークス炉に接して又はガス発生炉上において行う業務に限る。)	当該業務に5年以上従事した経験を有すること。
ビス(クロロメチル)エーテル(これをその重量の1パーセントを超えて含有する製剤その他の物を含む。)を製造し、又は取り扱う業務	当該業務に3年以上従事した経験を有すること。
ベリリウム及びその化合物(これらの物をその重量の1パーセントを超えて含有する製剤その他の物(合金にあっては、ベリリウムをその重量の3パーセントを超えて含有するものに限る。))を含む。)を製造し、又は取り扱う業務(これらの物のうち粉状の物以外の物を取り扱う業務を除く。)	両肺野にベリリウムによるび慢性の結節性陰影があること。
ベンゾトリクロリドを製造し、又は取り扱う業務(太陽光線により塩素化反応をさせることによりベンゾトリクロリドを製造する事業場における業務に限る。)	当該業務に3年以上従事した経験を有すること。
塩化ビニルを重合する業務又は密閉されていない遠心分離機を用いてポリ塩化ビニル(塩化ビニルの共重合体を含む。)の懸濁液から水を分離する業務	当該業務に4年以上従事した経験を有すること。
1,2-ジクロロプロパン(重量の1パーセントを超えて含有する製剤、その他の物を含む)を取り扱う業務(厚生労働省令※で定める場所における印刷機、その他の設備の清掃の業務に限る) ※厚生労働省令で定める場所とは、屋内作業場やタンク、船倉、坑の内部など通風の悪い場所	当該業務に2年以上従事した経験を有すること。
オルト-トルイジン(これをその重量の1パーセントを超えて含有する製剤その他の物を含む。)を製造し、又は取り扱う業務	当該業務に5年以上従事した経験を有すること。
三・三'-ジクロロ-四・四'-ジアミノジフェニルメタン(MOCA)(これをその重量の1パーセントを超えて含有する製剤その他の物を含む。)を製造し、又は取り扱う業務	当該業務に2年以上従事した経験を有すること。

注1) ベンジジン、ペーターナフチルアミン又はジアニシジンに関する業務の従事期間を合計すれば3月以上となる方は交付要件を満たします。

注2) 粉じん作業には、石綿作業も含まれているため、石綿作業に従事した方でじん肺に関する健康管理手帳の、交付要件を満たす場合、「粉じん」、「石綿」2つの健康管理手帳の交付を受けることができます。